

感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期  
～特別警戒期間～

感染対策期

# 「感染警戒期」

10月1日(金)～当面の間

新型コロナウイルス感染症の  
感染拡大を防ぐための協力依頼

# 協力依頼内容

## 【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

### ○一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意【変更】

- 訪問先の知事が要請する内容や訪問先エリア（市区町村）の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う
- 感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
- 感染が十分に減少していない地域の訪問は、特に注意  
【感染が十分に減少していない地域】
  - ◇新規陽性者数がステージ3相当（人口10万人あたり週15人以上）の地域
  - ◇緊急事態宣言等の適用解除後、行動制限が段階的に緩和される地域
- 県外への出張は、ウェブの活用などで代替
- 帰県後2週間は体調管理に留意し、訪問先で感染リスクの高い行動をした方は、会食参加は自粛するなど、感染回避行動を徹底

# 協力依頼内容

## 【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

### ○直近の感染状況を踏まえ、松山市は外出注意【変更】

- 混雑する場所は避けるなど外出には注意を

### ○直近の状況を踏まえ、

- 新居浜市内は、不要不急の外出自粛
- 新居浜市との往来に注意

【期間延長】10月10日（日）まで ⇒ 当面の間

※新居浜市の人口10万人あたり1週間の新規陽性者数がステージ3（15人以上）を大きく下回るなど、感染状況が落ち着くまでの間

### 【不要不急の外出自粛関係】

- 外出等は、原則、家族や普段行動をともにしている人と、少人数で
- 混雑する場所や時間帯を避け、との接触を可能な限り避ける

### 【往来注意関係】

- 新居浜市内でも、普段から顔を合わせていないとの会食は控える
- やむを得ず、新居浜市から県内のほかの地域へ往来する場合は、久しぶりの人と集まる場（特に会食）は見送る

# 協力依頼内容

## 【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

### ○会食の注意 【変更】【期間延長（10/13変更）】当面 2週間 ⇒ 当面の間

- ①感染リスクの高い行動のない人と（参加者の2週間以内の行動歴を確認）
- ②10人以下で、長時間を避けて
- ③少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
- ④感染防止対策が徹底されている店を利用

※飲食店を選ぶ際のポイント：座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、換気の徹底

- ⑤席の間隔を十分空けて
- ⑥大声を出さない。羽目を外さない

➢ 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

### ○新居浜市内にお住まいの方やお勤めの方は、

- ②4人以下で、概ね2時間以内（①、③～⑥は同様）
- 【期間延長】10月10日（日）まで ⇒ 当面の間

※新居浜市の人口10万人あたり1週間の新規陽性者数がステージ3（15人以上）を大きく下回るなど、感染状況が落ち着くまでの間

### ○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない

# 協力依頼内容

## 【県民の皆さんへの協力依頼】

### ○ 感染回避行動の徹底

- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- 基本的な感染対策の徹底 [マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効]

### ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意

※「5つの場面」

- ①飲酒を伴う懇親会等
- ③マスクなしでの会話
- ⑤居場所の切り替わり

- ②大人数や長時間におよぶ飲食
- ④狭い空間での共同生活

### ◆特に活動的な20代、30代の皆さん【追加】

密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を

【第5波の感染事例】

- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

# 協力依頼内容

## 【事業者の皆さんへの協力依頼】

### ○業種別ガイドラインの実践

### ○徹底した感染防止対策の実行

- **テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進**
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室・喫煙室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底（こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底）
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人がいる場合は必ず早期の受診を促す

# 協力依頼内容

## 【事業者の皆さんへの協力依頼】

### ○飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行 (業務の特性等を踏まえて)

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置  
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
- 従業員への検査勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止  
(すでに入場している者の退場も含む)

### ○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛 ※例：周年・記念イベント、大規模パーティー等

# 協力依頼内容

## 【福祉施設】

- 面会は一律に制限するのではなく、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施【変更】

- 施設の特性を踏まえ、利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討
- 面会時は適切な感染予防策を実施（面会スペースの設置など）

## ◆学生（大学や専門学校等）の感染リスクに注意【追加】

- ・新学期の再開（帰省等の県外往来による持ち帰りなど）
- ・利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会うアルバイト（飲食店等）

# 協力依頼内容

## 【事業者の皆さんへの協力依頼（催物・イベント関係）】

- 業種別ガイドラインの遵守の徹底
- 催物・イベント等の開催制限

【10/13変更】 ・法要請 ⇒ 協力依頼

・収容定員50%以内(10,000人まで) ⇒ 収容定員50%以内

期間	収容率（※1）		人数上限（※1）
10月13日～	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの（※2）  ・クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演 ・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※3）	大声での歓声・声援等が想定されるもの  ロック、ポップコンサート、スポーツ イベント、公営競技、公演、ライブハ ウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人 又は収容定員 50%以内の いずれか大きい方
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※4）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。（両方の条件を満たす必要あり。）

※2 クラシック音楽等は例示であり、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」の判断は、実態に照らして、個別具体的に行う。

※3 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

※4 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。  
すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。9